

三重大学における研究評価について

三重大学では、研究担当副学長を室長とする研究推進戦略室を設置し、学部及び研究科間における研究の連携・調整、研究環境の整備・改善、競争的資金獲得の推進、他大学等との研究に係る連携・協力等を行い、研究活動の発展と推進を図っている。また、分野横断的な最先端研究等を推進する研究者グループをリサーチセンターとして認定することにより、三重大学における研究活動の活性化及び研究拠点の創出を図っている。

1. 三重大学の概要

1-1 基本理念・目的

〔基本理念〕

三重大学は、総合大学として、教育・研究の実績と伝統を踏まえ、「人類福祉の増進」「自然の中での人類の共生」「地域社会の発展」に貢献できる「人材の育成と研究の創成」を目指し、学術文化の受発信拠点となるべく、切磋琢磨する。

〔目的〕

(1) 研究

三重大学は、多様な独創的応用研究と基礎研究の充実を図り、さらに固有の領域を伝承・発展させるとともに、総合科学や新しい萌芽的・国際的研究課題に鋭意取り組み、研究成果を積極的に社会に還元する。

(2) 組織

三重大学は、審議・執行・評価の独自性を確立し、学長のリーダーシップの下に、速やかな意志決定と行動を可能にする開かれた大学運営と体制の整備に努める。

1-2 教育研究組織（資料1参照）

1-3 教員数（平成22年5月1日現在）

教授	263名
准教授	210名
講師	69名
助教	205名
附属学校教員	89名
合計	836名

1-4 学生数（平成22年5月1日現在）

学部	6,167名
修士課程（博士前期）	821名
博士課程（博士後期）	321名
人文社会科学研究科	44名
教育学研究科	67名
特別支援教育特別専攻科	6名
合計	7,426名

1-5 収入・支出（平成21年度決算）

収入		(単位：百万円)
区 分	金 額	
運営費交付金	12,210	
施設整備費補助金	2,555	
船舶建造費補助金	0	
施設整備資金貸付金償還時補助金	0	
補助金等収入	1,283	
国立大学財務・経営センター施設費交付金	58	
自己収入	18,807	
授業料、入学料及び検定料収入	4,380	
附属病院収入	13,916	
財産処分収入	0	
雑収入	511	
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,177	
引当金取崩	2	
長期借入金	5,107	
貸付回収金	0	
承継剰余金	120	
目的積立金取崩	1,021	
計	43,340	

支出		(単位：百万円)
区 分	金 額	
業務費	25,300	
教育研究経費	10,409	
診療経費	14,891	
一般管理費	5,302	
施設整備費	7,720	
船舶建造費	0	
補助金等	1,283	
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,913	
貸付金	0	
長期借入金償還金	1,099	
国立大学法人財務・経営センター施設費納付金	0	
計	42,617	

2. マネジメント

2-1 研究マネジメント体制

三重大学では、研究活動の発展と推進を図ることを目的とする三重大学研究推進戦略室（資料2「三重大学研究推進戦略室規程」参照）を設置し、学部及び研究科間における研究の連携・調整、研究環境の整備・改善、競争的資金獲得の推進、他大学等との研究に係る連携・協力等の業務を行っている。研究を担当する副学長を室長とし、研究を担当する理事、各学部又は研究科から推薦された大学教員、学内共同教育研究施設等教授会から推薦された大学教員などで組織されている。

三重大学では、研究活動の活性化及び研究拠点の創出を図ることを目的として、分野横断的な最先端研究等を推進する研究者グループをリサーチセンターとして認定している（資料3「三重大学リサーチセンターの設置に関する要項」参照）。平成22年10月1日現在で18拠点が認定されている（資料4「三重大学リサーチセンター一覧」参照）。

2-2 研究実施体制等の整備

研究環境面の整備として、寄附講座の増加のほか、他大学に先駆けて産学官連携講座やプロジェクト研究室等の新たな制度を整備し、外部機関からの研究資金の導入促進を図っている。

寄附講座等設置一覧

外部資金を基にした講座等

項目	制度名	制度の内容	特徴
講座	寄附講座	講座を設置し、専任の研究者が特定テーマの教育・研究を行う。	・寄附金を基に行う。
	産学官連携講座	共同研究等をベースとして講座を設置し、専任の研究者が共同研究テーマを基に教育・研究を行う。	・共同研究等経費を基に行う。 ・外部資金負担者と成果を共有できる。
	社会連携講座	共同研究等をベースとして講座を設置し、専任、併任の研究者が共同研究等のテーマを基に教育・研究を行う。	・共同研究等経費を基に行う。 ・外部資金負担者と成果を共有できる。 ・研究代表者が併任できる。
プロジェクト研究室	プロジェクト研究室	共同研究等をベースに研究室を設置し、専任、併任の研究者が共同研究等のテーマを基に教育・研究を行う。	・共同研究等経費を基に行う。 ・外部資金負担者と成果を共有できる。 ・研究代表者が併任できる。

講座等種別	名 称	設置年度
寄附講座	がんワクチン講座	平成18年度
	先進医療外科学講座	平成14年度
	地域医療学講座	平成18年度
	認知症医療学講座	平成21年度
	脊椎外科・医用工学講座	平成20年度
	スポーツ整形外科学講座	平成20年度
産学官連携講座	遺伝子・免疫細胞治療学講座	平成17年度
	先進的脳血管内治療学講座	平成17年度
	臨床創薬研究学講座	平成18年度
社会連携講座	車載ネットワーク技術講座	平成17年度
プロジェクト研究室	産業医学プロジェクト研究室	平成19年度
	職業医学・中毒学プロジェクト研究室	平成20年度
	エコ・プロダクツ研究室	平成19年度
	脳循環研究推進プロジェクト研究室	平成21年度
	ツジ・H&Bサイエンス研究室	平成21年度
	野村證券・百五銀行・創業革新プロジェクト研究室	平成20年度

また、「知的財産統括室」を設置し、職務発明に関わる知的財産の管理・活用業務を統括するとともに、知的財産ポリシーや知的財産規程の策定、室員による啓発活動、「特許塾」やシンポジウムの開催、ウェブサイトへの情報掲載などにより、研究者から創出される研究成果の特許化を奨励している。

特許等の出願状況

出願人	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
三重大学（国内出願）	7	23	13	15	13	17
三重大学（海外出願）	—	—	—	—	—	2
三重大学と企業等（国内出願）	11	44	33	28	40	43
三重大学と企業等（国内出願）	—	2	9	17	12	14
（株）三重TLO	12	—	—	—	—	—
計	30	69	55	60	65	76

出願人	部局名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
三重大学	医学部	—	1	4	1	3	4
	工学部	5	14	3	11	7	6
	生物資源学部	1	7	6	3	2	7
	その他	1	1	—	—	2	2
三重大学と企業	医学部	5	18	13	16	20	20
	工学部	6	20	22	20	17	18
	生物資源学部	—	7	6	9	11	16
	その他	—	1	1	—	3	3
計		18	69	55	60	65	76

また、三重大学独自の知的財産の拡大を図るため、特許出願や発明者へのインセンティブとして補償金を付与する制度を「国立大学法人三重大学知的財産規程」で設けるとともに、知的財産表彰制度を整備し、発明届出数等の功績者の表彰を行っている。

2-3 重点研究課題の推進

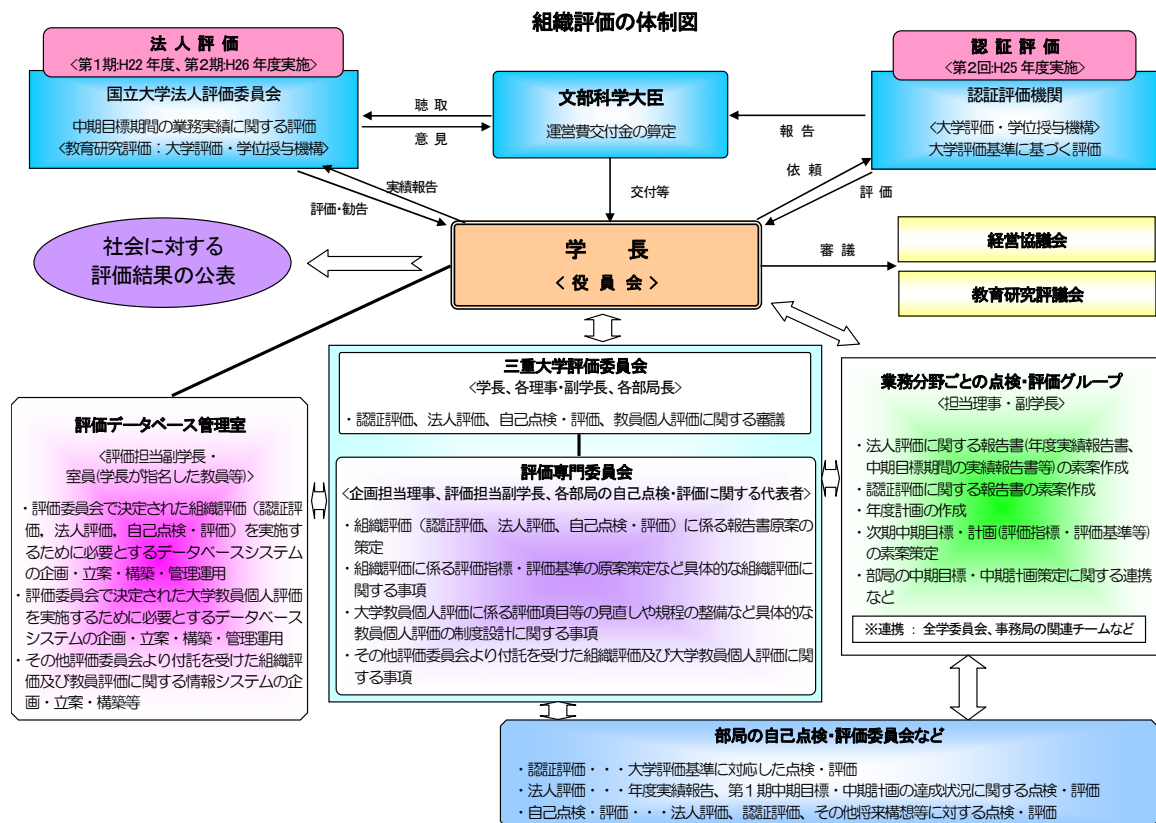
国際的に卓越した特定領域の研究拠点を三重大学内に育成するための大学独自の重点的支援を行う取組みとして、三重大学COEプロジェクト（COE-A）「世界に貢献できる優れた研究拠点の形成」を募集している（資料5「三重大学COEプロジェクト研究（COE-A）募集要項」参照）。採択件数は年間3～4件程度とし、1グループ当たり年間300万円の研究経費支援を行っている。

また、地域や世界に誇れる独自性豊かな優れた研究を三重大学内に育成するための大学独自の重点的支援を行う取組として、三重大学COEプロジェクト（COE-B）「独自性豊かな優れた研究」を募集している（資料6「三重大学COEプロジェクト（COE-B）「独自性豊かな優れた研究」募集要項」参照）。採択件数は年間20件程度とし、1グループ当たり年間100万円を上限とする研究経費支援を行っている。

3. 評価体制

三重大学では、教員の個人評価を実施するため、各部局に評価委員会を設置している。教員評価は、原則として、大学教員の所属部局長が行うこととなっており、部局長は、三重大学評

価委員会と協議の上、各部局の目標、専門分野の特徴などを考慮し、教員評価の実施に関する方針を決定し、部局の評価基準等を策定している。なお、教員評価の実施に関する全学的な方針の決定、結果の取りまとめ、その他教員評価に関して全学的な調整が必要な事項の審議は、三重大学評価委員会で行う。



4. 大学として実施されている主な評価

○ 教員の個人評価

三重大学では、「三重大学における大学教員個人評価に関する規程」（資料7参照）に基づき、教員の個人評価を実施している。

1) 目的

大学教員の諸活動の活性化に役立てるとともに、三重大学の教育、研究等の質の向上を図ることを目的とする。

2) 評価対象

教授、准教授、専任の講師、助教及び助手について実施し、教員活動の教育、研究、社会貢献、管理運営及び診療の領域を対象としている。

3) 評価方法等

評価体制

「3. 評価体制」を参照。

実施時期

毎年度実施する。

実施方法

教員が領域ごとの活動に関する目標を三重大学教員活動データベースに入力し、P D C A 自己申告書を所属部局長に提出する。部局評価委員会は、データベースから抽出した基礎データ及びP D C A 自己申告書を資料として評価を行い、領域ごとに特に優れた者及び改善を促す必要のある者を特定する。部局長は部局評価委員会の評価に基づき、特に優れた者については領域ごとに、改善を促す必要のある者については総合的に判断して特定し、学長に報告するとともに被評価者に通知する。被評価者は特定結果に異議がある場合、通知を受けた日から起算して14日以内に学長に異議を申し立てることができる。学長は、部局長の特定結果及び被評価者の異議申立てについて三重大学評価委員会で審議させ、その結果を報告させる。学長はその審議結果に基づき特定結果を確定させ、部局長に通知する。部局長はその結果を被評価者に通知する。

4) 評価結果の利用

学長は、部局長の意見に基づき、特に優れた者と特定された大学教員に対し相応の給与上の優遇措置等を付与する。また、学長又は部局長は、改善を促す必要のある者と特定された大学教員に対し、活動の改善について適切な指導、助言又は支援を行う。改善を促す必要のある者と特定された大学教員は、所定の期日までに、所属部局長に次の評価対象期間における活動改善計画書を提出しなければならない。

なお、教員評価に係る特定結果は公表しない。

5. 部局で実施されているマネジメント・評価

医学系研究科では、大学院生・若手研究者の育成を目的として、学部長調整経費により「新研究プロジェクト」を立ち上げ、科研費申請と同様の審査システムで公平・公正に選定した研究課題について、研究費助成を行っている。平成16年度以降、多くの申請が大学院生等の若い研究者から出され、医学・看護学研究の推進に役立っている。

また、3つの研究チームからなる三重大学大学院医学系研究科脳血管・神経研究センターを設置し、創造的・独創的着想から発生した個別的研究をサポートするとともに、分野横断的な大型プロジェクト研究・戦略的研究を推進している。

6. 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成22年10月22日に三重大学のマネジメント及び評価担当者との意見交換を実施し、三重大学におけるマネジメント及び評価活動を確認した。

意見交換には、研究開発評価推進検討会委員である奥居正樹氏（広島大学大学院社会科学研究科准教授）及び林隆之氏（大学評価・学位授与機構研究開発部准教授）に同席いただいた。後日、両委員から、下記のコメントが寄せられた。

1. 大学全体について

区分	コメント欄
目標・計画、研究戦略（方向性）の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重大学は教員個人の自立性を尊重しており、全学で取り組むテーマを設定することで政策的誘導による重点化ではなく、教員個人や部局による自然発生的な研究目標を自律的に拡大させていくことに注力する。 ・ 三重大学は「地域に根ざす」というコンセプトが教員に浸透しており、中小企業との共同研究は毎年 200 件以上にのぼる。これらの研究も、全学組織が主導して積み上げられるのではなく、個々の教員が主体的に取り組んだ結果である。 ・ このような個々の教員の成果を拡大発展させるため、三重大学独自のプロジェクト（三重大学 COE）やバーチャルラボ（三重大学リサーチセンター）といった取り組みを行う。前者は「世界に誇れる世界トップレベルの研究拠点」「学部として育てたい国内トップレベルの研究」「学部として育てたい若手研究」の3つのプロジェクトから構成され、いずれも教員や部局が主体的に提案することによって研究の自立性と独自性を図っていくことが特徴である。一方、後者は分野横断型の研究を拡充していくことが狙いであり、5年程度の期間限定プロジェクトとして仮想的な研究拠点を設けるものである。 ・ 全学では教育、専門職人材、地域貢献などの機能を特に重視しており、研究機能については、各教員の研究課題の中から有望なものを外部資金獲得へと結びつけて大きくする形のボトムアップメカニズムを重視していることに特徴がある。また、地域貢献を一つの特色として設定し、実際に中小企業との共同研究数では全国トップクラスに属するなどの実績をあげている。
体制・プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重大学では研究テーマに関して緩やかな統率体制がとられているが、全学的な研究領域とその動向をはじめとした情報収集、および各プロジェクトの選定は「全学研究推進戦略室」が統括する。この組織は研究担当理事・副学長、部局から推薦された教員で構成されており、その役割は部局間における研究の連携・調整と研究環境の整備・改善を担うことである。全学組織の統率が緩やかなため、研究計画は部局に委ねられ

	<p>ることになるが、それを可能とするのは研究推進戦略室のメンバーが全学と部局を結びつける「リンクング・ピン」の役割を担うためと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年半前に研究推進戦略室を設け、研究支援施策の構築を行っていく体制を構築しつつある。全学の研究推進戦略室と部局ごとの戦略室の双方を設けており、委員を共有することによって、部局からの意見の聴取と全学決定事項の部局での実施という両面がうまくすすむように設定をしている。施策は戦略室で原案をつくり、役員会で承認する方式をとっている。
<p>研究活動の現状把握 ・分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動の現状把握は、シーズ集等としてデータベース化された情報や各プロジェクトの申請資料等により収集される。シーズ集のデータベースは研究結果をはじめとした応用研究で利用が進む反面、数学等の基礎研究では教員自身へ照会するしか糸口がないため、情報不足になっていることが課題である。 ・全学レベルで COE プロジェクトやリサーチセンターの選択・認定を行うのは研究推進戦略室であり、この組織が各年度に提出される研究活動報告書を基に評価を行う。評価結果は学長に報告するだけでなく、プロジェクトやセンターの継続可否を判断するために用いられる。 ・シーズ集を作成することで研究内容の把握が可能となっているが、産学連携につながる応用研究に偏る傾向があり、基礎研究については把握が難しい状況にある。別に広報誌をもうけて外部に情報発信を行っており現状把握となっているほか、大学内部ではリサーチセンターにより研究情報の把握を行っている。さらに東京や津市で各種のシンポジウムを開催するなどし、研究活動の流布を行っている。
<p>目標・計画、研究戦略（方向性）を実現するための施策の構築・実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進戦略室は部局や教員個人から研究テーマを提案させて自立的な成長を促すことが基本コンセプトとなる。そのため、研究推進戦略室のメンバー間では、密なコミュニケーションが図られ、目的や問題解決にあたる基本的な考え方がメンバー内で共有されていることが特徴となる。 ・リサーチセンター制度を設けることで学際研究を展開するとともに、学内の研究活動の可視化を行うメカニズムを構築している。2種類の学内 COE プログラムを設けており、大型の外部資金の機会に対応できるようにしている。
<p>体制・プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマは基本的に部局・教員からの提案・申請をベースとしたボトムアップなプロセスである。

評価の実施における工夫、特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・COE プロジェクトでは、評価委員に外部学識者を含めて評価を行う。
施策の効果の検証・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・評価は研究テーマに対する成果が主体であり、どのようにプロジェクトを運営したかというオペレーションに関しては評価を行っていない。そのため、オペレーションの効率性という観点からノウハウの共有はなされず、組織の壁を越えた情報共有は図られていない。 ・リサーチセンターの評価は今後行う予定の段階にある。教員評価を行っており、全学の共通の様式はあるが、学部ごとに重み付けを変えることで学部の特性にあわせている。教員評価では、年度目標を立てて自己評価する方式をとっており、教員自身の省察につながっている。部局の評価は、全学の中期目標に即して部局が年度計画を策定するかたちで行われている。
マネジメント、評価人材養成	<ul style="list-style-type: none"> ・評価として特別の仕掛けを持っているわけではなく、ボトムアップマネジメントの中で、有望な研究課題が浮き出てくるように課題評価を学内で実施していることに特徴を見ることができる。

2. 部局について (対象部局 : 医学部、医学系研究科)

区分	コメント欄
目標・計画、研究戦略(方向性)の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・医学部の研究戦略を全学の研究推進戦略室に橋渡しするのが「医学部 21 世紀委員会」である。この委員会には 2 つのワーキンググループ(研究活性化WG、施設整備検討WG)が設けられ、医学部で手がけられる研究領域の把握と今後の研究指針のとりまとめが行われる。 ・研究戦略の方向性は、全学と同様、特定のテーマに資金配分することによって政策誘導するのではなく、個々の教員が手がける研究テーマの裾野をいかに広げていくかに焦点が当てられる。医学部で特徴的なのは、若手研究者に着目し、彼らを支援することで医学部全体の研究活性化を図ることである。 ・21 世紀委員会を設置し、その中に研究活性化 WG を作り、方策の検討を行っている。全学の研究戦略室との連携ももたせている。
目標・計画、研究戦略(方向性)を実現するための施策の構築・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・医学部は講座制を敷いており、若手研究者の研究動向を把握することによって講座全体の概要が把握できる。これらの情報を医学部 21 世紀委員会が収集・管理することによって、医

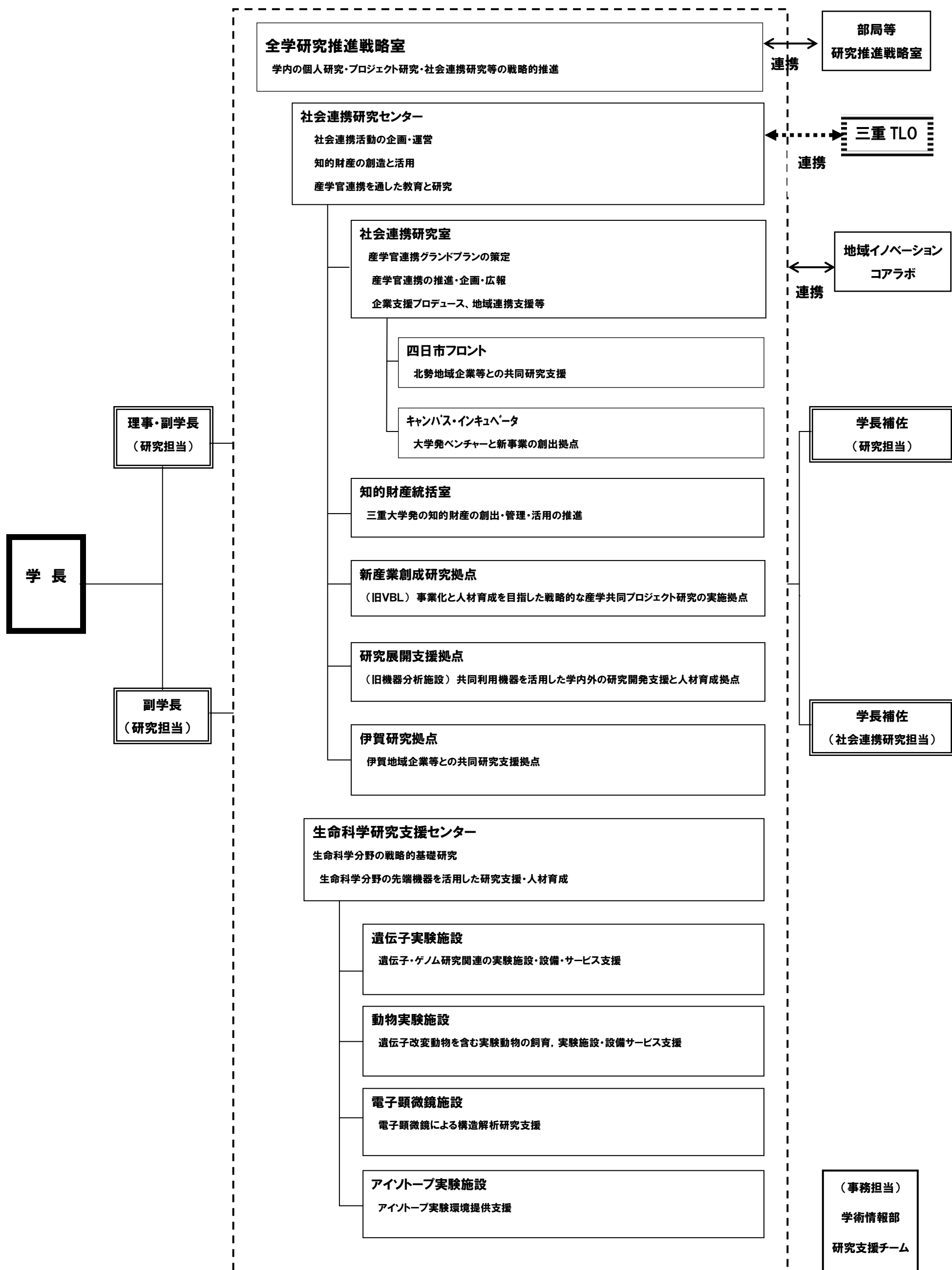
	<p>学部全体の研究マップが作成され、強み・弱み等の分析が可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の仕組みとして活用されているのは、若手研究者に競争的な研究助成を行う「新研究プロジェクト」である。これは、学部長調整経費（約 1000 万円）を元手として若手が申請するプロジェクトの中から 20 件弱を採択し、支援を行うものである。この申請書の情報から、委員会は医学部全体の研究動向を毎年入手し、若手研究者は研究資金を自ら獲得する自信を得ることになる。このプロジェクトの特徴は、①過去の研究実績ではなく現在の研究内容のみを評価の対象とすること、②複数年にわたる連続採択はないこと、③採択額は 50～100 万と少額に抑えること、が挙げられる。特に①では、最新の研究情報を収集することが目的であるとともに、前例のない挑戦的な研究テーマを手がけることを促していると考えられる。また②・③では、研究者が申請する閾値を低く抑えることで若手研究者全体の底上げを図りつつ、各講座の研究情報を広く入手する工夫と考えられる。 ・医学部の研究戦略において講座間の壁を越えた価値観が共有されているのは、対面で話し合う「場」が意識的に設けられていることが挙げられる。たとえば、月 1 で若手研究者の会を催したり、研究発表の場を副研究科長等の裁量経費で設けたりすることで、どういう人がどのような研究をしているのかわかるだけでなく、関連する研究領域を引き合わせる機会として活用されている。 ・若手向けの資金をつくり、情報収集とインセンティブ付与を実現している。一般教員には給与はインセンティブにならず、昇進は公募であるために、必ずしも学内評価が影響する形にはとりにくい。そのため、研究環境の整備がインセンティブになると認識しており、実験装置などの確保を積極的に行っている。
<p>施策の効果の検証・改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のプロジェクトは、若手中心の競争的資金配分となっているが、以前は教授クラスを対象としていた。優れた研究にはすでに巨額な資金を獲得済みであり、経済的な効果は得られなかった。そこで、医学部の研究発展には若手研究者の育成が課題という認識の下、底上げのための助成へと変化していった。 ・これらの施策は「人づくり」であり、その成果を検証するにはしばらく時間が必要である。しかし、上述のプロジェクト

	<p>に取り組む中、将来の組織と研究基盤を支える「人」に着目し、組織内で自立的な研究者を育てるという全学コンセプトに沿った施策を試行錯誤しながら実践する点は注目に値する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学部の特性から、研究、教育、臨床をいずれも重視することには共通的な認識ができています。学部長選挙での討論、若手の懇談の場などで開かれた情報交流をすすめていることが特徴である。評価結果に応じて、研究活動だけでなく、教育や臨床活動を含めた対応や、研究活動のグループ化による活性化などを目指している。外部研究費を獲得して研究活動を行うことが通常であり、内部的な措置は少なくとも中堅以上の教員にとっては不要であるという共通認識があるため、内部資金配分はコストパフォーマンスの良い若手向けの施策として位置づけられている。その配分でも、一人あたりの単価を下げても多くの若手教員を採択してエンカレッジする方針をとっており、目指す施策効果を明確にしたうえで施策を変更してきている。
--	--

3. その他のコメント

<ul style="list-style-type: none"> ・教育、専門職人材、地域貢献などの機能をミッションとして全学で掲げており、そのために研究活動についてはトップダウンで重点化することなく、ボトムアップで生まれてくる研究課題の中から有望なものを外部資金獲得へと結びつけるマネジメントを行っている。その点ではどのように有望なものを見つけ、育てるのかのマネジメントが重要となるが、学内センター制度をそのような発見のためのメカニズムとして位置づけているのが特徴である。
--

三重大学研究機構（Mie University Research Organization : MIERO）



三重大学研究推進戦略室規程

(設置)

第1条 三重大学（以下「本学」という。）に、三重大学研究推進戦略室（以下「戦略室」という。）を置く。

(目的)

第2条 戦略室は、本学の研究活動の発展と推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 戦略室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学部及び研究科（学内共同教育研究施設等を含む。）間における研究の連携・調整に関すること。
- 二 研究環境の整備・改善に関すること。
- 三 競争的資金獲得の推進に関すること。
- 四 他大学等との研究に係る連携・協力に関すること。
- 五 その他戦略室の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究を担当する理事
 - 二 研究を担当する副学長
 - 三 各学部又は研究科から推薦された大学教員 各1名
 - 四 学内共同教育研究施設等教授会から推薦された大学教員 1名
 - 五 その他室長が必要と認めた者
- 2 前項第3号及び第4号の者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第5条 戦略室に室長を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

(事務)

第6条 戦略室に関する事務は、学術情報部研究支援チームにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、戦略室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

三重大学リサーチセンターの設置に関する要項

(設置)

第1条 三重大学（以下「本学」という。）に，三重大学リサーチセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 分野横断的な最先端研究等を推進する研究者グループをセンターとして認定することにより，本学における研究活動の活性化及び研究拠点の創出を図ることを目的とする。

(要件)

第3条 センターは，次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 分野横断的な研究者で組織するものであること。ただし，特別な事情がある場合は，研究者以外の者を加えることができる。
- (2) 代表者は，本学の常勤又は非常勤の教員（非常勤講師を除く。）であること。

(申請)

第4条 センターの認定を希望する代表者は，三重大学リサーチセンター認定申請書（別紙様式）を学長に提出するものとする。

(認定)

第5条 センターは，前条の申請に基づき，研究を担当する理事及び研究を担当する理事が指名する者による審査を行い，学長が認定する。

- 2 学長は，前項の認定を行ったときは，教育研究評議会に報告する。
- 3 センターは，その研究内容等に相応した適切な名称を付するものとする。
- 4 学長は，センターを認定したときは，当該センターの研究組織，研究内容及び活動状況等を本学のホームページに掲載し，学内外に周知する。

(センター長)

第6条 センターにセンター長を置き，代表者をもって充てる。

- 2 センター長は，センターの業務を掌理する。

(認定期間)

第7条 センターの認定期間は，5年以内とする。ただし，学長が認めたとき

は、期間を更新することができる。

- 2 前項の認定期間満了前に当該センターを廃止する必要がある場合は、センター長は、学長に申請し、その承認を得なければならない。

(研究活動報告等)

第8条 学長は、センター長に対し、必要に応じ、研究活動の実施状況等を報告させることができる。

- 2 センター長は、各年度終了後、所定の期日までに、別に定める研究活動報告書を学長に提出しなければならない。

(評価)

第9条 研究を担当する理事及び研究を担当する理事が指名する者は、各年度の研究活動報告書を評価し、その結果を学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の評価結果に基づき、センター継続の可否を決定する。

(事務)

第10条 センターの認定に関する事務は、学術情報部社会連携チームにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年 6月26日から実施する。

附 則 (平成21年11月12日要項)

この要項は、平成21年11月12日から実施し、平成21年4月1日から適用する

附 則

この要項は、平成22年 6月23日から実施する。

三重大学リサーチセンター一覧

H22.10.1現在

No.	センターの名称	代表者名	認定期間 (認定を希望する期間)	申請年月日	審査年月日	認定年月日	備考
1	三重大学次世代型電池開発センター	工学研究科 教授 武田 保雄	H20.7.16 ~ H25.3.31	H20.7.7	H20.7.9	H20.7.16	
2	三重大学疾患ゲノム研究センター	生命科学研究支援センター 教授 山田 芳司	H20.9.1 ~ H25.8.31	H20.7.14	H20.7.22	H20.7.24	
3	三重大学極限ナノエレクトロニクスセンター	工学研究科 教授 平松 和政	H20.9.1 ~ H25.8.31	H20.8.1	H20.8.6	H20.8.21	
4	三重大学コネクタ工学研究センター	工学研究科 教授 飯田 和生	H20.10.1 ~ H23.3.31	H20.9.4	H20.9.5	H20.9.25	
5	三重大学地域情報化リサーチセンター	教育学部 教授 山守 一徳	H20.10.9 ~ H25.3.31	H20.9.29	H20.10.8	H20.10.9	H21.4.1代表者変更 (前:松岡 守)
6	三重大学食と農業を科学するリサーチセンター	生物資源学研究科 教授 亀岡 孝治	H21.4.1 ~ H26.3.31	H21.1.30	H21.3.4	H21.3.12	
7	三重大学環境エネルギー工学研究センター	工学研究科 教授 前田 太佳夫	H21.4.1 ~ H26.3.31	H21.2.12	H21.3.4	H21.3.12	
8	三重大学地域ECOシステム研究センター	人文学部 教授 朴 恵淑	H21.7.30 ~ H26.3.31	H21.6.19	H21.6.30	H21.7.30	
9	三重大学地域バイオプロダクツ研究センター	生物資源学研究科 教授 久松 眞	H21.9.1 ~ H26.8.31	H21.7.22	H21.8.10	H21.8.27	
10	三重大学産業・社会インフラ施設安全技術研究センター	生物資源学研究科 教授 陳山 鵬	H21.9.1 ~ H26.8.31	H21.7.24	H21.8.10	H21.8.27	
11	三重大学メディカルゼブラフィッシュ研究センター	医学系研究科 教授 田中 利男	H21.11.1 ~ H26.3.31	H21.10.8	H21.10.26	H21.10.29	
12	三重大学脳解析センター	医学系研究科 教授 溝口 明	H22.3.1 ~ H27.3.31	H21.12.21	H22.1.13	H22.1.28	
13	三重大学地域創生研究センター	人文学部 教授 児玉 克哉	H22.4.1 ~ H27.3.31	H22.2.4	H22.2.24	H22.3.24	
14	三重大学歴史都市研究センター	教育学部 教授 藤田 達生	H22.4.1 ~ H27.3.31	H22.3.8	H22.3.18	H22.3.24	
15	三重大学人間共生ロボティクス・メカトロニクスリサーチセンター	工学研究科 教授 池浦 良淳	H22.4.1 ~ H27.3.31	H22.3.16	H22.3.18	H22.3.24	
16	三重大学メディカルバンク研究センター	医学系研究科 教授 登 勉	H22.6.1 ~ H27.5.31	H22.4.14	H22.5.12	H22.5.27	
17	三重大学YUBAメソッド研究・開発・事業化センター	教育学部 教授 弓場 徹	H22.7.1 ~ H27.3.31	H22.5.18	H22.5.28	H22.6.24	
18	三重大学マトリックスバイオロジー研究センター	医学系研究科 准教授 今中 恭子	H22.8.1 ~ H27.7.31	H22.6.22	H22.7.12	H22.7.29	

三重大学COEプロジェクト研究（COE-A）募集要項

 三重大学COEプロジェクト
 （COE-A）「世界に貢献できる優れた研究拠点の形成」

1. 目的

国際的に卓越した特定領域の研究拠点を三重大学内に育成するため、大学独自に重点的に支援する。

本支援を受けた研究者は、新たに大型（直接経費 1,000 万円以上）の外部資金の獲得を目指すことが望まれる。

2. 採択件数、研究期間及び経費

- (1) 採択件数 研究グループは3～4件程度とする。
- (2) 研究期間 3年間（平成22年度～平成24年度）とする。
- (3) 研究経費
 - ① 1グループ当たり、年間300万円とする。
 - ② 研究費の配分は平成22年4月からとする。
 - ③ 研究経費の総額は、1グループ当たり900万円を上限とする。

3. 応募資格

研究代表者は本学の教員であること。ただし、各部局からの応募件数は2～3件とする。

4. 研究グループの構成人数

概ね5名から10名の研究者で構成される研究であること。

学内研究拠点形成を目指す観点から、学外研究者が参加する場合、本学教員が過半数以上になること。

5. 申請書の提出

本プロジェクトに推薦する研究グループについては、別紙〔三重大学COEプロジェクト（COE-A）「世界に貢献できる優れた研究拠点の形成」申請書〕を部局等の長を経由して学術情報部研究支援チームへ提出するものとする。

- (1) 提出期限 平成21年12月25日（金）
- (2) 提出方法 E-mail 又は学内便にて提出すること。
- (3) E-mail kenkyu-s@ab.mie-u.ac.jp

6. 申請書の作成要領

- (1) 研究拠点名 40字以内で記すこと。（様式1）
- (2) 研究代表者 所属部局、職名を必ず記入すること。（様式1）
- (3) 研究組織等 プロジェクトは複数名で構成するものとし、全ての研究者を記載すること。（様式1）
- (4) 申請書の内容 様式2. [全体構想（別紙を含む）]と様式3. [拠点形成の年次計画]を合わせて5枚以内に記載すること。（様式2. 様式3）

- (5) 研究活動実績 申請テーマに関する論文等を記入すること。また、世界トップレベルであることを示す資料があれば添付すること。(様式4)
- (6) 外部資金等研究費 申請の研究課題に関連して、過去3年間で交付を受けた、また、今後受ける予定の各構成員の研究費を記入すること。(様式5)
- (7) 研究費執行計画 年度毎の研究費の執行計画を記入すること。(様式6)
- (8) その他 記入欄のスペースで書ききれない場合は、次頁以降に亘って記入して構わないが、各様式の先頭の位置は変えないこと。

7. 選考及び結果通知

各部局から推薦されたものを役員会及び研究推進戦略室委員による書類審査及びヒアリングを実施し、3～4件程度を選出する。学長による決定後、結果は平成22年2月末までに部局等の長を経由して申請者に通知する。

8. プロジェクトの中間評価

- (1) 2年間の研究期間後(平成24年4月)に、外部評価委員を含む研究推進戦略室委員等による研究成果の中間評価を行う。
- (2) 学長は、評価結果に基づき、研究の中止、又は研究期間の延長を認めることができる。

9. 成果報告書の提出

研究期間終了後、研究成果報告書を提出することとする。併せて、研究成果報告会において、研究成果の発表を行うこととする。

三重大学COEプロジェクト（COE-B）「独自性豊かな優れた研究」募集要項

1. 趣意

地域や世界に誇れる独自性豊かな優れた研究を三重大学内に育成することを目的として、その可能性のある研究グループを選定し、大学独自に重点的に支援する。

2. 採択件数、研究期間及び経費

- (1) 採択件数 研究グループは20件程度とする。
- (2) 研究期間 2年間（平成22年度～平成23年度）
- (3) 研究経費
 - ① 1グループ当たり、年間100万円を上限とする。
 - ② 研究経費の総額は、1グループ当たり200万円を上限とする。

3. 応募資格

研究代表者は本学の教員であること。ただし、各部局等の応募件数は10件までとする。

4. 研究グループの構成人数

概ね3名から5名の研究者で構成される研究であること。

学外研究者が参加する場合、本学教員が過半数以上であることが望ましい。

5. 応募手続き

部局等の長は応募希望者について、推薦者名簿（別紙1）に順位を付し、申請書とともに平成22年1月29日（金）【期限厳守】までに、学長宛提出するものとする。

- (1) 提出先 学術情報部 研究支援チーム
- (2) 提出方法 学内便またはE-mailで提出すること。
- (3) E-mail kenkyu-s@ab.mie-u.ac.jp

6. 申請書の作成要領

- (1) 研究プロジェクト名 40字以内で記すこと。（様式1）
- (2) 研究代表者 所属部局、職名を必ず記入すること。（様式1）
- (3) 研究組織等 プロジェクトは複数名で構成するものとし、全ての研究者を記載すること。（様式1）
- (4) 申請書の内容 様式2. [全体構想（別紙を含む）]と様式3. [研究の年次計画]を合わせて5枚以内に記載すること。（様式2. 様式3）
- (5) 研究活動実績 申請テーマに関する論文等を記入すること。（様式4）
- (6) 外部資金等研究費 申請の研究課題に関連して、過去3年間で交付を受けた、また今後受ける予定の各構成員の研究費を記入すること。（様式5）
- (7) 研究費執行計画 年度毎の研究費の執行計画を記入すること。（様式6）
- (8) その他 記入欄のスペースで書ききれない場合は、次頁以降に亘って記入して構わないが、各様式の先頭の位置は変えないこと。

7. 選考及び結果通知

部局等の長から順位を付して推薦された申請書を参考に、研究推進戦略室会議において選考を行う。学長による決定後、結果は平成22年2月末までに部局等の長を経由して申請者に通知する。

8. 研究成果報告書の提出

本プロジェクト経費の配分を受けた者は、研究期間を終了した後、研究成果報告書を提出するものとする。

三重大学における大学教員個人評価に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人文学部、教育学部、医学系研究科・医学部、工学研究科、生物資源学研究科、地域イノベーション学研究科、附属図書館、医学部附属病院、学内共同教育研究施設、保健管理センター、学内共同利用施設及びその他の組織(以下「部局」という。)において実施する大学教員個人評価(以下「教員評価」という。)に関し、部局間の共通事項について定める。

(評価の目的)

第2条 教員評価は、大学教員の諸活動の活性化に役立てるとともに、本学の教育、研究等の質の向上を図ることを目的とする。

(評価の対象)

第3条 教員評価の対象となる大学教員は、本学の教授、准教授、専任の講師、助教及び助手とし、評価の対象となる期間は、4月1日から翌年の3月末日(以下「評価対象期間」という。)までとする。

- 2 大学教員のうち、評価対象期間に部局の長(学内共同利用施設及び知的財産統括室の長を除く。)である者に対する評価については、別に定める。
- 3 大学教員のうち、評価対象期間で定年退職を迎える者及び次条第2項に定める評価委員会が評価の対象とすることが適当でないとする者については、評価の対象から除くものとする。

(実施組織)

第4条 教員評価は、原則として、大学教員の所属部局の長が行う。

- 2 各部局は、当該部局に係る教員評価を実施するため、評価委員会(以下「部局評価委員会」という。)を置く。
- 3 前項の規定にかかわらず、医学系研究科・医学部及び医学部附属病院は、両部局の長が協議して、両部局一体となって教員評価を実施することが適当であると判断する場合は、両部局を対象とする一の部局評価委員会を置くことができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、附属図書館、学内共同教育研究施設、保健管理センター、学内共同利用施設及びその他の組織(以下「学内共同教育研究施設等」という。)は、学内共同教育研究施設等を対象とする一の部局評価委員会を置く。
- 5 教員評価の実施に関する全学的な方針の決定、結果の取りまとめ、その他教員評価に関して全学的調整が必要な事項の審議は、三重大学評価委員会において行う。

(評価領域)

第5条 教員評価は、大学教員の活動を教育、研究、社会貢献(国際貢献を含む。以下同じ。)、管理運営及び診療(医学系研究科・医学部、医学部附属病院及び保健管理センター所属の診療に従事する大学教員に適用する。以下同じ。)の領域に分類して、領域ごとの活動について行う。

(評価項目)

第6条 各領域の評価項目は、別表に掲げるとおりとする。ただし、部局の長は、部局の独自性及び専門性等を考慮し、評価項目を追加することができる。

(部局の評価方針等)

第7条 部局の長は、三重大学評価委員会と協議の上、各部局の目標、専門分野の特徴などを考慮し、教員評価の実施に関する方針を決定し、部局の評価基準等を策定して、所属する大学教員に周知する。

(適用除外)

第8条 学内共同教育研究施設等にあつては、前3条の規定により難しい場合には、三重大学評価委員会と協議の上、別の取扱いを定めることができる。

(評価の実施周期)

第9条 教員評価は、毎年度行う。

(評価手順)

第10条 教員評価は、次の手順で実施する。

- 一 大学教員は、第5条に定める当該年度の領域ごとの活動に関する目標を三重大学教員活動データベース(以下「データベース」という。)に入力し、PDCA自己申告書(様式第1号)を作成の上、当該年度の6月までに所属部局の長に提出する。なお、提出期限以降に採用される者等の取扱いについては、部局評価委員会の定めによるものとする。
- 二 大学教員は、前年度の評価対象期間の諸活動について、データベースに自己の活動状況を正確に入力し、そこから抽出した基礎データ及び達成状況を正確に記入したPDCA自己申告書を所定の期日までに所属部局の長に提出する。
- 三 部局の長は、基礎データ及びPDCA自己申告書を部局評価委員会に送付し、教員評価を行わせる。
- 四 部局評価委員会は、基礎データ及びPDCA自己申告書を資料として、部局が定める評価基準等に基づき評価を行い、領域ごとに特に優れた者及び改善を促す

- 必要のある者を特定し、その結果を所定の期日までに部局の長に報告する。
- 五 部局の長は、部局評価委員会の評価に基づき、特に優れた者については領域ごとに、改善を促す必要のある者については総合的に判断して特定する。
- 六 部局の長は、前号の特定結果を所定の期日までに様式第2号により学長に報告するとともに様式第3号により被評価者に通知する。
- 七 被評価者は、前号の特定結果に異議がある場合、通知を受けた日から起算して14日以内に様式第4号により学長に異議を申し立てることができる。
- 八 学長は、第6号の部局の特定結果及び前号の被評価者の異議申立てについて三重大学評価委員会で審議させ、その結果を報告させるものとする。
- 九 学長は、前号の審議結果に基づき特定結果を確定する。
- 十 学長は、確定した特定結果を様式第5号により部局の長に通知する。
- 十一 部局の長は、前号の特定結果を様式第6号により被評価者に通知する。

(特定結果の利用)

- 第11条 学長は、特に優れた者と特定された大学教員に対し、部局の長の意見に基づき、相応のインセンティブ(給与上の優遇措置等)を付与する。
- 2 学長又は部局の長は、改善を促す必要のある者と特定された大学教員に対し、活動の改善について適切な指導、助言又は支援を行う。
- 3 改善を促す必要のある者と特定された大学教員は、所定の期日までに、所属部局の長に次の評価対象期間における活動改善計画書(様式第7号)を提出しなければならない。

(特定結果の公表)

- 第12条 教員評価に係る特定結果は、公表しない。

(評価データの提示)

- 第13条 基礎データのうち、すでに公にしているデータ及び各大学教員が提示を希望するデータについては原則として学内構成員に提示する。PDCA自己申告書は、当該大学教員の所属する部局で定める範囲の大学教員に提示する。

(未提出者)

- 第14条 部局の長は、正当な理由(長期海外渡航等)なく、基礎データ及びPDCA自己申告書を提出しない大学教員に対して、指導・勧告等を行うものとする。

(雑則)

- 第15条 この規程に定めるもののほか、教員評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

評 価 項 目	
領 域	評 価 項 目
教 育	1. 教育目標の達成状況 2. 教育担当の実績 3. 教育内容・方法・成績評価の取組状況 4. 学生支援の取組状況 5. 部局固有の評価項目
研 究	1. 研究目標の達成状況 2. 研究発表等研究業績 3. 学術学協会活動 4. 競争的研究資金の応募・獲得 5. 学際的・国際的研究，海外からの研究員等 6. 特許等 7. 研究を通じた社会貢献 8. 部局固有の評価項目
社会貢献	1. 社会貢献目標の達成状況 2. 教育を通じた社会貢献 3. 学外の審議会，委員会等への参画 4. 学外の各種調査，研究会等への参画 5. 産業支援 6. 研究を通じた社会貢献 7. 国際交流 8. 部局固有の評価項目
管理運営	1. 管理運営目標の達成状況 2. 部局長等の役職 3. 学内各種委員会活動 4. 学部内各種委員会活動 5. 所属講座等における係，委員等 6. 部局固有の評価項目
診 療	1. 診療目標の達成状況 2. 部局固有の評価項目

大学教員個人評価評価手順

(三重大学における大学教員個人評価に関する規程第 10 条)

